

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第7回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年9月10日（月）14：00～15：40

2. 場所：合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、高原慶一郎、村山利栄、森 稔、八代尚宏、米澤明憲 の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、渡辺内閣府大臣政務官

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部審議官、

吉原総合規制改革会議事務室長、長屋総合規制改革会議事務室次長

4. 議事次第

- （1）「改革工程表」について
- （2）自由討議
- （3）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいまから第7回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日もお忙しい中、石原大臣、渡辺大臣政務官の御出席をいただいております。

本日は神田委員、生家委員、八田委員が御欠席でございます。

それでは、質疑に入ります。

現在政府が取り組んでおります改革工程表の策定に関連しまして、8月30日の経済財政諮問会議に石原大臣が御出席されまして、規制改革についての大臣のお考えを御説明いただきました。これに先立ちまして、当日の朝に、急遽その件に関しまして、議長代理、それから各分野の主査の方々と私との会合を開きまして、大臣が諮問会議に提出される資料につきまして、御意見を申し上げました。

本日は、まずその諮問会議の様様につきまして、石原大臣からお伺いいたしまして、後ほど工程表や改革先行プログラムと言われるものについて事務局から御説明をいただくというところから始めさせていただきたいと思えます。

○石原大臣 先生方、どうもお忙しいところありがとうございます。

ただいま宮内議長からお話がありましたように、8月30日の経済財政諮問会議に規制改革を担当する立場として、また、総合規制改革会議、総理の諮問機関でございますので、先生方の意見というものを経済財政諮問会議で、なり代わりましていろいろ報告をさせていただきました。

それに先立ちまして、議長を始め、主査、代理の皆様方と朝、急遽集まっていたいて、どんな意見を言うべきかという話も1時間半くらいさせていただいて、会議に望んだわけでございます。

その中では、第一に、7月24日に、これまでに例のないような早いスピードで、中間とりまとめを先生方の御協力を得て、総合規制改革会議としてとりまとめたわけでございますけれども、中間とりまとめとしてまとめたものを改革工程表の中にすべて載せて実行すべきという立場が私どもの立場であるということをも第一に私的にさせていただきました。そして、この規制改革、規制緩和によって新たなビジネス・チャンスというものが生まれ、低迷する経済に大変影響のある分野であるので、政府の最優先課題として取り組むべきであるという強い意見が先生方から出されているし、また、私も同様に考えるということも表明させていただきました。

そして、これまで御議論をいただいてまいりました、医療、福祉、保育、人材、教育、環境、都市再生といった分野は、先生方御承知のとおり、これまで総体的に改革が遅れてきましたけれども、国民の皆さん方の生活によりマッチした、社会的規制分野でありますので、ここの分野の規制緩和が行われると、雇用や需要の拡大の余地が非常に高いということも指摘させていただきました。

そして、具体的な説明の中では、早期に実現が図られるものを中心に改革の視点と具体的な施策に沿って御説明をさせていただいたところでございます。

これは各主査の先生方が対各省と調整を続けてくださった結果、かなりの多岐の分野にわたりまして、ネゴシエーションがついている分野、あるいはつきそうな分野でございます。

これは宮内議長から大変強い御意見が出ていたわけでございますけれども、総合規制改革会議としては、工程表に盛り込まれなかった、今工程表は策定作業中でこの後事務当

局から説明がありますけれども、新たに6分野以外の分野があると思うんです。これまでは割と中心であったIT関連のものはITの会議がありますので、当総合規制改革会議では実は議論をしておりませんが、この分野はやはり雇用の拡大や産業の発展、新たなところで重要な分野でございますので、こういう分野も含めて、当総合規制改革会議として年内に意見をとりまとめ、総理が御指摘されているような、民間にできることはできる限り民間に任せるといった原則に沿った改革の実を上げるという話をさせていただきました。

5大臣おりましたので、説明時間は大変短く、6分程度であったんですけれども、その後塩川財務大臣の方から、規制緩和の推進は産業界から非常に待望されていることであり、是非早く取り組んでいただきたい。

また、民間議員であります牛尾議員から、雇用拡大のためには、医療、あるいは教育までの4分野について受け取る省庁の側が速やかに取り組むことが大事であり、このために閣議等に乗せるといった進行を考えてほしいという意見が出されました。

勿論、私はこの会議でも出ておりました前倒しできるものは前倒ししろ。すなわち、いつも年末の閣議決定で項目を決定していましたが、衆参の先生方を中心に各ブロックごとに成案を得ているものは前倒しして、閣議決定をしていただきたい旨の発言も併せてさせていただきましたところ、御理解を得たものと私は承知をしたところでございます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

実は政府としましては、改革工程表、改革先行プログラムということで、規制改革関連につきまして、その中で非常に重要な部分を占めるというような方向に動きつつあるということでございますので、この際規制改革会議といたしまして考えておりますことを、直接総理に申し上げる機会をつくっていただいて、石原大臣にそういうミーティングをセッティングをしていただくということで、今日、明日の間に総理に当会議の考え方につきまして、再度申し上げる機会がつけられるようでございます。

その中で、私といたしましては、重点6分野に関する中間とりまとめの内容につきまして、これを再度でございますけれども、最大限尊重していただくということと、今、石原大臣がおっしゃられましたように、盛り込まれました具体的施策事項等の実施をスピードアップするというのが一番重要ではなかろうかという観点から、例えば目標年次を原則1年間前倒しするというようなことをもしできましたら、お願いしたいということを申し入れたいと思っております。

例えば前倒しということは、中間とりまとめで本年度中に実施ということを書かれている場合には、直ちにいうこと、14年度のものにつきましては、13年度にという形でお考えいただきたいということを申し上げる。

それと同時に、これも大臣がおっしゃられましたけれども、この重点6分野以外の分野につきましては改革工程表とか先行プログラムには入らない形になりますけれども、そういう事項につきましても、我々この会議といたしましては、今後積極的に検討、提言等をさせていただくということでございますので、それらの審議等を通じまして、政府といたしましては、それらの早期実施につきましても、閣議決定等の政府の方針としていただくという方向に持って行っていただくということをお願いしたいというふうに思っております。皆様方、御異論がございませんでしたら、できるだけ早く大臣とともにおじゃまする時間をつくっていただきまして、こういうことを申し上げたいと思いますが、そういうことでいかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 ありがとうございます。それではまた結果につきましては、次回にでも御報告させていただくということにしたいと思っております。

それでは、石原大臣は所用で中退されますので、何か石原大臣に御質問、御提言等ございましたら、この機会でございますので、どうぞ。

○高原委員 大臣は中退されますので、今、大臣がお話になったことというのは本当に大事なキーだと思っています。テーマでも、前倒しでも、あるいはスピード・イズ・マネーでも、そういったことで是非今日、明日の中でまた議長とよろしくお話ししたいと思っております。

○石原大臣 高原委員の御指摘も踏まえて、議長と一緒に、今日、明日中に総理と時間をつくらせていただいて、当総合規制改革会議の強いメッセージをお伝えさせていただきたいと思っております。

○宮内議長 よろしゅうございますでしょうか。それでは大臣は途中で御退席されます。それでは、先ほど申し上げました工程表、改革先行プログラム等につきましても、説明が後先になってしまいましたけれども、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお話しいたします。

(石原大臣退室)

○吉原室長 それでは御説明させていただきます。

そもそも改革工程表というのはどういうものかということでございますけれども、これ

につきましては、既に御承知で、重複する部分もあるかと存じますけれども、6月26日になりますけれども、経済財政諮問会議の方で、いわゆる基本方針としております。「今後の財政運営及び経済社会の構造改革に基本方針」、骨太の方針と言われていたものでございますが、それが閣議決定をされたわけございまして、それを踏まえて、具体的なフォローアップと申しますか、施策への翻訳と申しますか、そういうことをするよという事で総理から指示がございまして、それを踏まえまして、各省でいろいろと検討は今進んでいるわけでございます。

先ほど石原大臣からも御説明ありましたように、経済財政諮問会議の方で各省の大臣を呼びまして、どういうふうな具体的な施策ができるのかということもヒアリングが8月末から行われたわけでございますけれども、その辺のことを踏まえまして、これからそれが具体化してくるわけでございます。

ちょっと番号が振ってなくて恐縮なんですけれども、資料として1枚紙ですが、資料4の後ろ辺り「参考資料」というものの前になりますけれども、1枚紙で「内閣総理大臣のコメント」という紙が入っております。上に総理官邸の小さな写真がある紙でございます。これは実は総理官邸のウェブページから持ってきたんでございますけれども、今申し上げましたような基本方針のフォローアップ、あるいはその辺の各大臣からのヒアリングを受けまして、先週の金曜日になりますけれども、総理大臣の方から各委員において指示がございまして、その概要がこの1枚紙に書いてあるわけでございます。

ごらんいただきますように、現在の景気、あるいは雇用情勢を踏まえまして、3つのことを進めたいというお話がございまして、

1つは、国民にわかりやすい形で改革工程表を明らかにするということございまして、各省大臣から今、経済財政諮問会議の方で話を聞きましたようなことをわかりやすい形で早急にまとめるということ。

2つ目としまして、補正予算で措置する事項を含めて、先行して決定実施すべき施策を改革先行プログラムとしてまとめる。改革工程表の中に入ってくる項目のうちで、早くやるべきものについて、予算と合わせて早目にやるということでございます。

それから、平成13年度補正予算の編成について準備を進めるというお話がございました。併せて2つ目の固りでございますけれども、この改革先行プログラムの具体的内容については、経済財政諮問会議の議論も踏まえ、14日に総理の方から改めて指示がなされるというお話もございまして、その内容といたしましては、公共投資等による単なる需要追加策というのは厳に排して、新産業あるいはチャレンジャー、更には雇用を生み出すような制

度改革・環境整備でございますとか、雇用・中小企業に係るセーフティーネットの充実策でございますとか、あるいは構造改革を加速させるために特に緊急性の高い施策というのに絞り込むというお話がございまして、明日、経済財政諮問会議がございまして、そこでこういうふうな議論を受けた後、今週の金曜日に総理からそういう指示が出るということでございます、今後のスケジュールとしましては、一応補正予算の話が決まりますのが、10月の中下旬ということになっておりますので、改革先行プログラム、あるいは補正予算の話というのは、最終的には10月の中下旬に決まるわけでございますけれども、それまでに今週、金曜日の総理の指示を受けて、各省でいろいろな検討が行われるということになるわけでございます。

とりあえず私の方からの説明は以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございませんでしょうか。

ただいまの御説明が、いわゆる新聞等で行われている工程表、先行プログラムということの内容でございます。その中に我々の中間とりまとめをできるだけ前倒しの形で取り上げていただくということを今考えているとことを御説明申し上げたわけでございます。

それでは、次の議事に移りたいと存じます。

当会議では今後重点6分野の、いわゆる深彫りということに加えまして、それ以外の規制改革推進3か年計画の分野につきましても、早急に審議を進める必要がございます。そこで本日は、重点6分野以外の分野でどのような検討課題があるのかといったことを含めまして、今後検討すべき課題につきましても、自由討議を行っていただきたいと思っております。

また、検討課題とともに、今後の運営スケジュール等につきましても、御確認をいただきたいと思っております。この点につきまして、事務局から御説明を引き続きお願いいたします。

○吉原室証 それでは、お手元の資料2がございまして、「今後のスケジュール（想定）」としたものでございますけれども、これに基づきまして、御説明いたしたいと思っております。これと似たような資料というのは、前回の会議でもごらんいただいておりますけれども、最新の状況に合わせて少し整理をしたわけでございます。

先ほど申しました改革工程表の日程というのが参考までに一番左端に書いてございますけれども、全体会議といたしましては、9月に、あるいは一部10月に入りますけれども、関係団体のヒアリング等を予定しておりまして、このヒアリングと申しますのは、大きく2つの種類がございまして。

1つは、中間とりまとめにつきまして、特に関連の深い団体からいろいろと御意見を伺

うということ。

2つ目は、もう少し一般的に意見、あるいは要望をお伺いするというところでございますけれども、そういう議論を進めまして、大きな流れといたしましては、今年度末までに会議としての意見をおまとめいただきまして、それが政府の方にバトンタッチをされまして、政府の方の3か年計画の改定という作業につながるわけでございます。

それで重点6分野、あるいは3か年計画の方の話というのはそれとの関連でございますけれども、とりあえず重点6分野につきましては、これは各ワーキング・グループの方で既にいろいろな計画を立ててやっておりますけれども、ヒアリング等、あるいは省庁のヒアリング等をお願いいたしまして、更に議論を詰めていただく。それを踏まえて、最終的な報告書の案文を各省とも折衝しながら、御検討いただくというプロセスになります。

それで今日の議題になっております3か年計画の部分でございます。その他の6分野以外のところでございますけれども、これにつきましては、今から御議論いただくわけでございますけれども、考えられます項目としましては、新規提案について、これはいろんなところの意見・要望等を踏まえるということが1つございます。それから、必要に応じまして、既に3か年計画に書いてある項目もございますので、その辺のフォローアップもするということ。

それから、省庁ヒアリング等もいたしまして、これも全体のスケジュールと合わせまして、年末に案文ができますように御検討いただくということでございます。

ちなみに申しますと、3か年計画のフォローアップという部分は、必要に応じてと書いてありますが、以前の規制緩和委員会の委員の方は御存じかもしれませんが、各省にある意味で調査をいたしまして、極めて厚い資料をつくるというふうなプロセスを従来やっているわけでございますけれども、そういうふうな統一的なフォーマットづくりの作業、そういうものは今年につきましては、年末にやる。年末現在のデータを前提として、年明けに作業をして、それを3か年計画の改定に反映する形でやるというふうに考えております。

余り統一的なフォーマットでのこまごまとした作業をやるのではなくて、むしろ会議の方で御議論いただくのは、必要に応じて焦点を当てたフォローアップをしていただくという形で、こういうふうな二段階の形にしております。

おおまかなスケジュールは以上申し上げたとおりでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございませんでしょうか。

○奥谷委員 今お話ありましたけれども、ちょっとスピードが遅過ぎるのではないかとい

う感じがしますけれども、先ほど最大限に前倒しになさるといふ御意見がありましたけれども、これだと年末にといふと、かなりずれていくのではないかといふ。まして、来年度の通常国会に向けて法律を整備するとなれば、もっとスピードアップしないと、せめて10月末くらいまでに何か工程表の具体的な部分もきちっと出さないと、内閣府の主導でやるという決意みたいなものはないのでしょうか。

○坂政策統括官 今、議長がおっしゃいましたように、できるものは先にやる、あるいは中間とりまとめに年限が入っておりますけれども、あの年限の中でもなるべく早くやるものはやるということは当然なんだろうと思います。

ただ、全体として、例えば途中でまとまらないようなものが当然残るわけですが、そういうものの最後の尻を、例えば今年の12月と前から考えているわけですが、それを無理に繰り上げてみても、そんなに生産性が上がらないのではないかなと思います。むしろ12月までみんな待っているということではないとしていった方が早いのではないかな。議長の今の御発言はそういう趣旨かと思つて伺つていたんです。

それから、3か年計画、つまり一番右側のところの方は、これまた当然すぐできるものがあればすぐやればいんだと思いますが、3か年計画といふもの自体の改定といふのは、今からやってもたくさん項目が出てくるでしょうし、こちらの会議としても、今まで6分野の方にずっと取り掛かりでしたから、これから相当作業も要るでしょうし、そんなに早めるといふのはなかなか難しいんじゃないかと思つております。

○奥谷委員 改革先行プログラムだけでも早くといふこともできないんですか。何か全体に、だらりといくのかなといふイメージしか見えないんですけれども、

○坂政策統括官 改革先行プログラムは改革先行プログラムで、当然規制改革の話が入ってきます。先ほど申し上げたように、できるものはさっさとやる、あるいは今決められるものは決めるといふものは先に取り上げるということになるんだろうと思います。

○奥谷委員 それをきちっと10月末とか11月半ばくらいとか、そういう期日を組むみたいなことはできないんです。12月末みたいなアバウトな形でしか答えが出てこないということでしょうか。

○坂政策統括官 改革先行プログラムは改革先行プログラムで全体のスケジュールがありまして、今から策定に掛かって10月の中旬にはできあがるということになっております。改革先行プログラムは、実は規制改革以外の部分も当然のことながら、さっきの総理のコメントといふのをごらんいただいておわりになるように、総理のコメントも、何でもかんでも入れるといふことはしないんだといふことをわざわざ総理が言っておられますけれど

も、あれは予算のことを頭に置いて言うておられるわけです。何でもかんでも突っ込むような補正予算はつukらないということを言わば言うておられるわけで、逆に言うと補正予算とリンクしていることなんです。

したがいまして、そんなに遅くなることはなくて、10月の半ばごろにはできて、それを受けて補正予算が編成される。受けてと言っても、事実上はかなり裏表の関係で一緒に仕事をしていくということになります。

その改革先行プログラムの中に、物によっては補正予算と規制改革とリンクするものもありますし、必ずしも補正予算と関係なくても、規制改革でこれは入れるべきとか、入れられるというんでしょうか、そういうものが出てくるともなる。

さっき議長もおっしゃいましたように、できることはどんどんやっていくというものの一環だろうと思います。

○生田委員 小泉改革がうまくいくかどうかというのは、いろんな要件があるでしょうけれども、1つは、雇用の創出、雇用問題が物すごく大きくなってきていると思うんです。この規制改革会議の方も、おのずから縦割行政的な問題の区分となっているんだけど、ちょっと横軸を通して見て、雇用創出につながるものは、全部一覧表くらいにして、それこそすぐやるという取り上げ方をしたらどうなんですかね。

○岡本審議官 先ほど統括官の方から申しあげましたように、今政府部内で、いわゆる補正対策とか、それから先行プログラムの中に、まさに今、委員御指摘のような雇用というものを中心的に取り上げるべきだということが検討されておまして、私どもの方からも特に今回の中間とりまとめの中で、勿論、基本的に全部前倒ししていただくんですが、特に雇用に関連するようなもの。

それから、新しい分野において創出効果の高いもの。そういうものは特にやるべきだということは各省にもお話をしておりますし、そういう意味で14日等の総理からもそういう御発言がいただけるように、我々からも一生懸命大臣から言うていただけるような働き掛けをしたいと思っております。

○生田委員 余りアカデミックなアプローチじゃないのかもわからないけれども、むしろジャーナリスティックなのかもわからないけれども、今のお答えも頭の中は縦割りの構造でお考えになっているような気がするんですけども、それはそれで重要なことでしょうが、こういう御時世だから、横軸を通して、我々はここで議論している場から出てくる雇用の創出というのは、こういうことをこうすればできるんだ。したがって、今すぐ議員立法でもいいから、やってみようという取り上げ方をして、できるだけ改革を後押しする

というか、協力できないのかと思いました。

○鈴木委員 ちょっと私最近感じるんだけれども、少し申し上げておきたいんだけれども、さっき石原大臣、それから宮内議長が、この間の中間とりまとめのものは直ちにできるものは入れ込むんだということは、総理大臣に会ってでもやるということをおられるけれども、こちらのスケジュール表はもう2、3か月前に見たそれなんです。想定なんだから、こういうものつくるときに、例えば中間とりまとめについての早期追い込みとか、私は心意気みたいなことを言っているんだけれども、そういうものというのは、そのときそのときに応じて変わって入ってこない、何かだらだらと前から言っておる話をそのまま書いておるといので、さっきみたいな心配が出てくるんですよ。

やはりそういう問題について、一体事務の方と大臣、議長との間、あるいは委員との間と、きちとした方向についてのコンセンサスがきちとできておるのかということについても心配であって、現実にはやっておりますと、例えば今日やる中間とりまとめについても、苦情を言うわけではないけれども、突然先週の終わりにやってくる。決まっておる委員の間で議論をする余裕もないというところで、今日は私としての考えを述べるつもりで来たんですけれども、何かもう一つじっくりしていないというか、言うことが工程表問題に絡んでも、私の耳にも入ってくるし、私自身も経験するとあれですね。

もっとこの総合会議全体がしゃんとしないと、立派なことを言っておったって何もできないよというので、足元からもうちょっと固めていかぬということを痛感しておりますので、これ以上細かいことは言いませんけれども、早い話はスケジュール表は何だと。2人はリキんでおるけれども、何も書いてないじゃないかということが象徴的にあれているような、何かもやもやがあるというか、そういう点があるとしたら是非是正して、みんな心を合わせてやるように努力していただきたいということを申し上げておきます。

○森委員 中間とりまとめということで、何となく急ぐもの、それから今まで落ちこぼれがあるようなもの、この会議の性格上、個々の分野ではなくて、みんなに総合的にわたるものということでやったんですが、ここで都市再生なら都市再生の問題に聞して、こうやってまとまったものを読んで、これで私たちがやろうとしている仕事がやりよくなったのかというと、すぐには役に立たないなと感じるんです。

結局、都市計画法とか建築基準法とか、いろいろな法律の中に、変えてもらわないと結局動けないというものがあるんです。

例えば例を申し上げますと、日陰規制があるために、大規模開発というのはすごくやりにくくなっているわけですが、日本独特なもので、これはあってもインチキもあるのかも

しれませんけれども、都心で職住近接を進め、都市型住宅をつくろうなどというときには、ひどく障害になっているということは事実なんです。これを都市計画審議会とか、建築基準法とかを扱うそれぞれの審議会で積極的に取り上げていただいているかということ、全然取り上げていただけていないということに気がつきましたので、やはりそれぞれの分野に関して、どうしても障害になることを、ここで注文を付けて審議を促進していただく。あるいは、ここでもまとめて押し付けるくらいのことをしなければ進まないなという、そんなふう感じたんです。

一例として申し上げましたが、似たようなことは、例えば職住一体という混合地区の指定というのはないんです。あるいは、人工地盤の上を緑化しても、それは建蔽率に入ってしまうと、有効空地率にカウントされないとか、あるいはその下は道路は必ずしも通れないとか、通っているものは公道と認めないとか、いろんな問題がございますので、そういったものを具体的にここで注文を付けていかなければいけないんじゃないかと、そんなふうにも感じているんです。

付けてはいけないということではないと思うんですが、関連して申し上げますと、環境アセスメントの法律が、いちいち障害になるということだと申し上げたんですが、それは地方自治体の問題であって、この問題ではないようなことになったような気がするんですが、そういうふうに言うと全部そうなんです。全部地方自治体の問題でもあるんです。その辺も絡んで、もう一度スタンスをしっかりと、具体的に役に立つようにしていかないと、どうも上滑りになっているのかなという気がするんです。

○矢代委員 基本的には鈴木さんが先ほど言われたのと同じですけれども、まずしていただきたいことは、今日の会議が終わるまでに、このスケジュール表を変えていただきたい。先ほど坂さんが言われたように、できるものは先にやるということ具体的にこの中に書いていただきたい。書いたものと口で言うものと区別があるのかよくわかりませんが、そういう意味でやらないと、全然保障にならないんです。それだけ明文されたわけですから、スペースもあるわけですから、この間に重点6分野のうちできるものは先にやるということ相当するスケジュール表をここで事務局として明確にコミットしていただきたいと思います。

具体的には、中身は何かということなんです、結局、中間とりまとめで各省と合意した内容はかなり漠としたもので、それが具体的にどう工程表の中に入るかというのは、全くわからないわけです。ですから、例えば私が覚えている例だと、例えば電子レセプトに関して推進するということですが、どう推進するのか。何か公正労働省の人がちら

っと言っていたのは、医師向けの啓発パンフレットをつくるということもちょっと言っていたんですが、そんなものは施策とは認めないわけであって、もし推進するなら推進する具体的な内容は何かということについてもこの委員会でフォローしなければ、羊頭狗肉の策が出てくるのがこれまでの常套手段なわけです。それを事務局で全部チェックしていただくのか、委員にはちゃんとフィードバックするのかということもこのスケジュールに明確に入れていただきたいと思います。

以上です。

○宮内議長 事務局の方で何かコメントございますか。

○岡本審議官 工程表にできるだけ今いったような話を入れる。坂から申しあげましたことは申しあげたことでございますので、スケジュールの中に書いてなかった。いろいろ大臣等の御議論もあり、この表には旧態依然たるものだという御批判は事務局として反省もし、これから注意していきたいと思いますが、坂が申しあげたとおりの順序で事務局は考えております。

それから、工程表でどういうものが出てきて、それが今、矢代委員おっしゃるように、我々の目から見て十分であるかないかということは当然事務局の方もチェックをいたしますし、それについてはそれぞれのワーキング・グループで当然御議論をいただくものというふうに承知をいたしております。

○飯田議長代理 皆さんの御意見を聞いていて感じるところがあるんですが、まとまるものは早くまとめよう。それは当然の理屈だと思うんですけども、まとまるものは早くまとめよう。そこで我々委員として疑念が湧くのは、まとまらないものはどうなるのだろうか。そのまま積み残してしまうのか。完全にフォローアップして行って、それはどうするんだということが私は欠落しているところに、どうも皆さんが疑心暗鬼になるところがあるんじゃないか。こういう感じがするんですけども、これはいかがですか。

○岡本審議官 まとまるものというか、まさに代理がおっしゃいましたように、言葉のレベルでまとまっていて、しかし、中身が違うもの。それから、そもそもそこまでいかないで、いろいろ意見が対立上にあるもの。対立上にあるものは、我々のつもりとしては、できるだけ各省と議論をし、とにかくできるだけ成案を得るということを今努力するという事に尽きるんだらうと思うんです。

我々とすれば、できるだけ出したものがきちんと実行できる。言いつばなしに終わらないようにするというのが当初から議長のおっしゃいる基本的な方針でございますので、そういう意味でぎりぎり、ある意味では枝葉の部分で少し我々として我慢しても、幹の部

分はきちんと実行できるように努力していくことに尽きてしまうんだらうと思うんです。そのために大臣なり何なりいろんな場を使ってやって、御発言をいただいておりますし、それから、今回、冒頭にお話がありましたように、大臣と議長で総理のところ、ある意味では総理の力をお借りしながら、規制改革を前倒ししようということをやっている。ただ手順も、これまで御指示のあった、やれるものはできるだけ前倒ししてやれというお話もこの場で何回もございましたので、そういう御指摘も踏まえて、我々としてはいろいろな努力をしてきたつもりでございます。それがなお足りずにいろいろ御批判はあろうかと思えますけれども、そのところは至らないなりにまた、御支援、御指導をお願いしたいと思っております。

○宮内議長 もしお差し支えなければ、重点6分野以外の点に少し議論を進めさせていただければと思うんですけれども、ただいまの資料2の最後のページの2枚目のところがございますように、3か年計画の担当委員ということで書かれておりますように、鈴木委員には医療のほか、IT、エネルギー・運輸の主査をお願いしております。

矢代委員は福祉・保育等のほかに、農林水産・流通の主査をお願いしております。

清家委員には、人材のほかに、基準認証・資格制度、危険物・保安の主査を。

神田委員は、競争政策、法務・金融の主査をお願いしているということで、大変ロードはきつくなっておるわけでございますけれども、この分野につきましての問題意識、あるいは検討課題と考えられる事柄につきまして、御発言をお願いしたいと思っておりますが、過去の持越しという意味もございますので、鈴木委員から口火を切っていただければと思いますが、よろしゅうございませうか。

○鈴木委員 私は重点6分野以外ですとITと運輸・エネルギーというところになりますので、お手元のペーパーで御説明させていただきたいと思っております。

ITの分野は、通信の分野と放送の分野と、通信と放送の融合というものをにらんだ両分野という問題と、それから郵便分野と、これだけの分野が過去ずっと議論をされてきておるわけでありまして。

通信分野における一番大きな問題は、これは過去6年間、NTTの在り方であり続けたということでありまして、この問題に対しては、去年の答申では、1つの明確な方向が出たつもりだったんですけれども、しかし、IT戦略会議というものが最後に入ってきて、そして、これが政治の側主導での解決が出ていったわけでありまして、私どもとしては、非常に不満のある分野であります。

と申しますのは、要するに一貫して主張してきたのは、現在のNTTの持ち株会社方式

の中では、日本の情報通信というものは閉塞するだけだと。したがって、今の持ち株会社方式というものを解体して、それぞれの分野というものが自由闊達に動けるようにしていかないと日本の情報通信の未来はないという認識に立ってずっと提言し続けてきて、その都度さえぎられたという歴史をたどっているわけです。

この問題に対して、依然として未解決な問題である。I T戦略本部においては、今後の状況を見て、通信主権だなんという言葉が入ってきておりますけれども、それとか競争の在り方その他を考えて云々して抜本的見直し等を行うだなんて、わかったようなわからぬようなことを書いておられるわけでありまして、苦勞のほどは3か年計画に出ておると思うんですけれども、単純に我々が言っていますのは、要するに、巨大体というのが、たとえば持ち株会社であっても、1つのもので支配されておるというところに、基本的な問題があるということでありまして、そのためにD O C O M OとC O Mの株式というものはできるだけ早く放出しろということ。

それから、N T T各社間の競争のための措置というもの。これをしっかりしなさい。その決め手となるのは、資本関係の完全分離、または持ち株会社の廃止ではないかということ。

それから、支配的事業者に対する規制の在り方はどうあるべきかと。こんなことが議論されているわけでありましてけれども、こういう点をベースにして、もう一回、今ほとんど目途が立っておりませんので、これを考えるべきだと考えております。

ただ、この関係でやはり専門というもの、これは電力についてもそうなんですけれども、線専門というものが持ち基本の問題というのは、最近プロバイダーだとかコンテンツの活動が激しくなっております、そのときにインフラを持ちながら同時にコンテンツをやっておる人がおるといって、どうしてもその間には、本人が意図しないにもかかわらず、起こってくるトラブルといのは避けられない。これは電力でもそうです。N T Tについては、過去その歴史で20年間あったという問題がありますから、どうやらここら辺でもう一回視点を加えて、ハードとソフトの分離という、これは私としては余り好きなアイデアではないんですけれども、そういう問題というものも本気になって一遍、その可否、損得というものを考えていく必要があるのではないかとこのところを視点として考えていくべきだと思っております。

いくべきだと言いますのは、これは実はI T戦略会議、この中竹中大臣がお見えになったときにも、どっちでやるんですと言わぬばかりの質問をしたわけですがけれども、I T戦略本部がこの問題に対して真っ向からおかかりになるというんだったら、何も私どもはや

る必要はないということで、お任せする。今言ったような視点というものをお考えになっていただく。

あるいは、I Tもやれ、それから総合規制会議もやれとおっしゃるなら、それはそれでやりましょう。

そんな両方でやっておるんだったらあれだから、両者が共同してやれというのは、それもそれでしょうということで、とにかくこの6か月間ほど議論が途絶えておりまして、世の中は進んでおります。そこら辺の基本方向をはっきり決めていただいたら、それに掛かっていきたいと思っております。これがN T Tの在り方の問題です。

第2番目に、電力線というのが有効なA D S L等の搬送手段となってくる。つまり電線ですね。これがN T Tですと、電話線の中に付けなければいけないんですけども、電線だったらコンセントでできるわけです。いわゆる電話線を通じての今1.5メガないし8メガと言っているよりもっと大きな容量のものができるという事柄が現実化しようとしておる。その技術的可能性という問題は今検討されているわけです。

こういうものが今出てこようとするときに、電力会社が電気事業に対して参入する、これは大いに結構だけれども、その場合に、N T Tで犯したと同じような公正郵送競争に対する阻害要件というものをつくってはならない。例えば電柱回路の開放の問題だとか、それから電力事業と電気通信事業との会計の分離の問題だとか、そういう電力事業用に設置された設備を電気通信用に使用する場合の条件だとか、そんな問題について、十分考えてやっついていかないといけないというので、電力・搬送・通信、一時東京電力がラスト30mのところまでは、電気でもってきて、最後のところは電子レンジと同じ周波数帯で飛ばすということ言っておりましたが、そんなよりもはるかにこの方が意味があるわけでありますから、これが出現するのを大いに期待しつつ、それに対して、将来の競争を促進し、N T Tに対しても大変なパンチであるわけですから、この問題というのを取り扱ってみたいと思います。

放送分野につきましては、N H Kの在り方というんですけれども、昨年度、あるいは95年度か96年ごろにも取り上げたことがありますけれども、専ら我々が取り上げましたのは受信料という制度、現在の受信料制度というのは、これはテレビを持ったら必ず契約をしなければならない義務と構成されておるんですけれども、いつまでも戦後のそのままの姿であっていいのだろうか。そういうのが安易なN H Kの経営行動に結び付かないだろうかということを考えて、N H Kの少なくともデジタル・テレビ時代に入ってきたら、そうなれば、それを受信する人、しない人というのをテレビが判断して決めますから、そういう

ときには、受信料ではなくて契約料だと。NHKといえども契約してお客さんに金を払っていただいてやっていくというシステムに移っていくべきじゃないか。もしそれがあれば、更に促進して従来の地上波に至るまで契約的なものでいって、要するに、国民はテレビを持った以上は、見ると見ないときにかかわらずNHKを契約する義務などというのは昔構成していますけれども、そんなやり方でいいんだろうかと。それはNHKしかなかった時代の発想ではないか。それによってNHKの経営の在り方というのが歪められてはいないかという視点からのものでありますが、その問題を含めて、NHKの業務範囲というものの、これももっともっと情報と通信の融合の中ではやってもらってもいい問題だと。しかし、先行条件がある。それはどういう姿でやるのかという問題があるわけですし、いずれにしても、NHKが公共放送として担うべき役割は何だということを、これは去年も議論をいたしましたけれども、それをもう少しはっきりして、その中においてNHKが何をやるべきか、何をやらざるべきかということをクリアにする必要がある。こんな問題がテーマになろうかと思っております。

通信と放送の両分野の問題につきましては、ハードとソフトの分離という1つの問題が、CS放送が典型的にそうですけれども、お星様を持っているものは通信はさせ、ソフトはやらないというのが分離がされているわけです。そんな問題というのは、さっきもちょっと申し上げましたけれども、どうしてもハードを持って同時にソフトをやるというときには、ソフトだけをやるのに対してのハードの課し方に不公平さが出てくるという避けられない問題があることにも着眼して、通信と放送の融合に対抗した法制面の問題としては、ハード・ソフトの問題を分離するのもしないのか。こここのところが一番基本の問題になってくるんじゃないかと思えます。

それから、周波数なんですけれども、現在、一昨年でしたか、周波数の問題には毎年取り組んできたんですけれども、なかなかうまい返事が出ない。オークションもよろしいけれども、この弊害というのも諸外国でもいろいろあるわけでありまして、この問題を考えて、結局は、客観的公平かつ数学的な計算方式による評価システムによってだなどというわかったような、私自身もわからないような言い方でお茶を濁さざるを得ないわけですが、本当にそうかというので、オークション制度の弊害というものと、意義を考えて、もう一回再検討してみる。世の中刻々と変わっておりますし、そういう問題を考えることは必要かと思えます。

同時に、未利用の低周波数帯の中に非常に先住民族がおって、しかもいいところを取っていますから、それが移動しないというのが現在の免許制の1つの欠陥である。オークシ

ョンの場合は、経済合理性によってお金によって動くだろうと。これも私は余り信用できないんですけども、そういうことが想定されておるわけですけども、これは今の割当て制の場合だったらもっと簡単にいくだろうと思うけれども、どっこいもっと難しいという状況があるわけでありまして。それは補償なんです。

これは混雑空港の羽田の場合の発着枠のオークションということを考えてこともあるわけですけども、この補償がやっぱり問題である。羽田空港の補償はたかが知れたものだから、格納庫くらいを補償すればいいけれども、こちらの方は附帯設備というもので巨大なものがあるから、巨大な補償となってそれが動かせないという問題になってくるわけです。

しかもこれは免許であって、勿論免許料は取っておるということですから、もっと利用状況というものをきちっと把握して、そして、利用の少ないものは動いていってもらおうという事柄を制度的にも確立しなくちゃいけない。そのときに無補償というわけにいいかないかもしれません。そういうものであるならば、どこまでを最低限補償するんだということを明確にする。もとより割当てのオークションも考えてみる。オークションでない場合には、更に透明な、客観的な基準を更に整備する。こんなところが視点になろうかと思えます。

それから、周波数利用の柔軟性というのは、通信と放送が融合する中で、通信と放送の共用免許などということが考えられると思っております。

以上が通信と放送の融合関係です。

それから、郵便事業の民間開放というのは、実は民間に対し禁止しているわけですから、これは規制中の規制であって、これは当然我々が過去に規制改革委員会、行政改革委員会のときから手につけなければいけない問題であったわけですけども、諸般の事情、例えば中央省庁改革会議の中でこれが非常に大きなマターとなったとか、いろいろな過去の問題があって、そのままにしてまいりました。この問題というのは、これから総務省によって議論される問題かもしれませんが、当事者に開放のルールをつくらせるというのは、いかなものかという問題ですから、その他の機関当があつたら、それとの関係を考えつつ、これを考えるかどうかという問題であります。

エネルギーの分野ですけども、これは電力自由化というのが、九電力独占というものを破った画期的なことだったんですけども、2万ボルト、それから4,000Kw という超高压の分野にとどまって3分の1の効果しかない。平成15年からその見直し検討をするということになっておったけれども、去年は平成15年に検討を始めるんじゃ遅いと。平成

15年にはアウトプットを出してくれという答申にしておるわけでありませうけれども、その後、カルフォルニアの事故等があつて、少し足踏みをしておりますが、その原因ははっきりしておりますので、平成15年を目標として自由化の範囲を拡大するということに対しては、一種の監視活動だということでもありますが、同時に提言活動としてやっていく。その場合には、どこまで行くのかという問題が出てくる。

それから、第2番目は、カルフォルニアの失敗はプール市場を強制したということであつて、それは失敗するのは当たり前のことですが、この卸し市場というものがそれを整備して、本当に意味のある卸し市場にしないといけないということで、ここに成否が掛かっているわけですから、この卸し市場の整備をどうしていくのかということが大きな問題になってくると思います。細かいアイデアはありますが、省略します。

それから、現在は託送しておるわけですが、送電線は全部発電者は借りてやっているわけですが、その託送に関しての条件、例えばバックアップサービスだとか託送料金という問題については、以前も高いという議論がありましたが、託送上の改善の問題があるかと思つております。

それから、送電線をこれから大規模に整備するときのルール、例えばどこかで大きな発電所をつくると。そのところの区域の発電所ではそんな送電線はないというときに、どうやって送電線を系統の中にほうり込んでいくのか、つくるのかというのはルールをつくっておいてあげないとうまくファンクションしないということがありますから、そういう問題があらうかと思つております。

更に系統運営のルールというので、いわゆる電力の従来の系統の中にいろいろな発電源というものが入り込んできて、そして、それが別の流れというか、九電力とは別の流れをして、家庭その他に届けられるわけですが、この運用のルールというはいろいろやられてきておりますけれども、このところをきちとしたものにしていくということが必要でありまして、この考えの中には、送電線部門と他部門という、さっきのN T Tの問題と同じような問題というのが潜んでいるわけでありまして、この問題も併せて議論する必要があるかと思つております。

その他、現段階の問題で原子力発電の位置づけ問題だとか、あるいは自由化と整合の取れた風力だとか太陽発電の普及促進ということについても議論があらうかと思つております。

更にもう一つは、これは後で独禁政策で申し上げますけれども、規制機関というのをどう考えるのかということでありまして、電気通信においては、郵政省が電気通信審議会という規格機関を持っておるけれども、同時それを監視して、ライセンスを与え、ライセン

スを取るというので、アメリカのFTCと同じような監視委員会というのをこの前からつくっておるわけですが、これからの動きというのは、規格部門というのは要らないと。しかし、監視部門は要るということは、電力についても起こってくる。

それから、運輸についても私はあるべきだと思いますが、それをどういうふうにセッティングするのか、各省でそれぞれやっている規制権のところ、それぞれ委員会を持つのか。それとも公正取引委員会のところで一元化するのか。こういう問題というのは、監視の強化という問題から取り上げていかないといけないと思っております。以上が電力です。ガスにつきましては。

○宮内議長 鈴木さん、ちょっと急いでいただけますか。

○鈴木委員 わかりました。では、すぐ終わります。

LP、都市、簡易ガスなどの全体についてリシャップリングをやる必要があるというのと、八田先生が書いておられますけれども、パイプラインの整備が絶対必要だということで、これを要するに促進するということをしていくべきだと思っております。

それから、C重油、これは長らく言われておったんですけれども、C重油というものの輸入が、高関税によって事実上禁止関税になっている。それは何かというと、国内のリファイナー、精製業者を保護するためという現状が何十年と続いております。そろそろこれも取り上げてみたいと思っております。

運輸分野について、需給調整規制を廃止いたしました、その後の効果の検証、なかならずタクシー分野での緊急調整措置の内容の適否だとか、料金認可制においては、遠距離運賃をつくらと言っております。あるいは近距離においても、下限運賃はないんだということも言っておりますけれども、本当かというのに対して、私はまだかなり疑問を持っておりますので、これを考えなくちゃいけない。

それから、港湾運送事業は、苦勞して私も命が危ないと言われながら取ってきたのに比しては、九十幾つの中では9つしか需給調整を廃止していないということでありまして、これはもうそろそろ全部のあれを落としていただくべきだということがあるかと思いません。

それから、混雑空港で離発着配分枠において、現在、新規参入者に対する優先枠は3スロット、合計6なんですけれども、こんなことで果たして競争になるんでしょうかという視点でもう少し広げる必要があるんじゃないかという問題。

それから、トラックにおいては、端的に言うと、営業倉庫というものと、トラックというものは、営業倉庫はこの前許可制を廃止しまして、届出制にしたわけですが、次

はトラックの番でしょうということで、許可制を廃止する。そして、営業区域だとか保有台数規制というものをなくして、フリーの世界に入っていってもらうという時期が来ているんじゃないかという問題。

それから、内航海運の暫定事業という、要するにスクラップ・アンド・ビルドの後始末というので15年掛けてやっておりますけれども、この制度はもうやめるべきではないか。あるいは交付単価を見直すべきじゃないかという問題。

それから、トラックによる陸上運送に関わっているISOコンテナが走れる場所なら走らせていいんじゃないかという問題があると思うんです。

その他ですけれども、これは是非私として言っておきたいのは、法務または資格関係で、法曹人口の大幅増加などについて、司法改革に関連する諸問題は、この前身である委員会以来、95年以来口をすっぱくして何度も言ってきて、そして、この規制改革委員会のそういう活動というものをベースとして、先に司法制度改革審議会というのができて、先般答申を出して、現在推進本部において基本法づくりみたいなことをやっておるわけでありまして、これをきちっと監視していくというのはだれがやるのかという問題があるわけでありまして、司法制度改革審議会の答申自体というのが非常に広範にわたって、かつ抽象的であり、かつ、裁量の余地が多いものがあるという事実にかんがみて、これの監視ということが重要な役割になってくる。そうでないと、また法曹三者によるお手盛りという世界に戻っていくという問題がありますので、元をただせばこの規制改革委員会の前身が嘗々として訴えてきた問題なんだから、そこに対して引き続き監視する義務があるじゃないかと考えております。

資格制度に関しては、3か年計画の実施状況を是非しっかり監視していただきたい。

最後に競争政策ですけれども、厚生取引委員会の在り方として、現在の設置法上の座り場所というのはどうもよくないという問題があるかと考えられる点がありすので、その点をどうするかということがあります。

それと、もう少し公取の機能を強化して、さっき申しましたけれども、個別業界における監視義務というのは一体公取がやるのか、それとも各省でやるのかという問題と併せて、こう言うのは公取さんには大変失礼ですけれども、公取さんの力というのは、7年間私も見させていただいておりますけれども、非常にと申すは申し訳ないけれども、力が上等だとは言えませんから、それをしっかりしていかないと、競争政策というのは絵に描いた餅になるという点で、何らの手を打たなくちゃいかぬと。こういうことです。

それ以外、既存の競争政策に関係するいろいろな諸事項の実施の監視というのが重要かと思っています。

私の関係する分野からの意見は以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。急がせまして申し訳ございません。重点6分野以外の分野でも、今の3分野を御説明いただきましたけれども、気の遠くなるようにたくさんの規制の世界でございます。あとどなたか御発言ございますでしょうか。

○八代委員 今日の趣旨は必ずしも自分の担当分野だけについて発言するということではないと思いますので、全般的なことについてちょっとお話させていただきます。時間の節約のため、私の方からメモを配っておりますので、それに沿って簡単にお話ししたいと思います。

まず、中間とりまとめというのは、規制改革委員会の財産をかなり使っているという面があって、そこに盛り込まれていない面が幾つも残っているわけで、そういうものをこれから3か年計画とは別に当然やっていくべきだと思います。

それから、大事なことは、個々のワーキング・グループだけでやっている、非常にむだが多いというのは、大体規制の問題というのは、ある意味で金太郎飴みたいな問題があって、どこにでも関連しているわけです。例えば分野横断的な改革というのはこれは規制改革委員会のときにも重視されたわけなんです、できるだけ、あるワーキング・グループがやっていることをほかのワーキング・グループの人たちも共有していただくということが効率的じゃないか。

ここで3つくらいにまとめたんですが、1つは公共サービスの供給における民間活用ということで、今PFIということが言われているんですが、それだけではなくて、これまでの考え方というのは、公共部門のアウトソーシングというか、代行するものは特殊法人とか公益法人とか、あるいは社会福祉法人でなければいけないという今の考え方でありまして、これはやはり時代遅れであって、できる限り企業の活用というのも同時に考えていく。そのときに全面的に企業に任せるということもできない分野があって、そのときには例えば公務員をそこに出向させるというときに、今の公務員制度改革が障害になってくる面もあって、是非今の公務員制度改革との連携ということが必要だと思います。

それから、公的助成の手段として、今あるような施設補助からバウチャー制度の転換というのは分野横断的なものでありまして、教育も含めていろんなところで同時的に検討する必要があるのではないかと。

2番目には、社会的セーフティーネットの構築というのは、今構造改革で最も重視され

ているわけなんです、ここでやはり教育と雇用との連携というのはすごく重要になる。失業訓練と教育、あるいは奨学金と教育ローンというものも一体化して議論しなきゃいけないので、これをどうするか。

それから、生活保護制度というのも究極のセーフティーネットで、これタブー視するべきはないというのが1つです。

逆に規制緩和だけじゃなくて、市場機能を守るために必要な規制はむしろ強化しなければいけない。そこで先ほど鈴木さんがおっしゃったように競争政策の充実ですが、公取を今の総務省から分離してどこかに持っていくというのは、公取自体は言えないことですので、是非この委員会で、競争政策を効率的に行うためには、そういう組織の位置づけも重要だということは是非言うべきだと思います。

それから、事前的規制から事後規制へということが規制改革の1つの手段なんです、自己的規制の最も効率的なものは法務であるわけですし、その意味でも法務というのは最重点という形で取り上げる必要があるかと思います。

あるいは私の担当の流通であれば、大店立地法というのは一応規制緩和されたんですが、問題は地方の上乗せ規制でありまして、例えば大店舗ができるときには、地域住民に通知しなきゃいけないんですが、その通知のために3紙の新聞の折り込み広告に出せとか、非現実的な規制みたいなものが特定の地域で行われているので、そういう地方の上乗せ規制的なものをいかにして、ある意味で競争政策の観点からチェックしていくか。これは地方分権という言い逃れで、地方が堂々と保護主義を取っておりますので、そういうのは地方分権とは言わない。それは企業に対して競争政策を適用するように、地方公共団体に対しても、地元の保護主義は許さないということで、これはある意味で公取の機能強化とも重複するかと思いますが、そういう観点というのは、ほかの分野にも当然あるんじゃないかと思います。

大体そういうことも含めて、規制の緩和だけじゃなくて、競争を守るための規制はどんどん強化していく。そういう観点からも是非3か年計画のフォローアップだけじゃなくて、新しい分野についても検討する必要があるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○宮内議長　ありがとうございます。

○村山委員　ちょっと議論が戻るようで恐縮なんですけれども、私の方から改革工程表と先行プログラムのことについてちょっと言わせていただきたいと思います。改革工程表に対して、この間主査ミーティングはやったことはあったんですけれども、中間とりまとめの

一部をアドホックに骨太っぽいものをこのようにピックアップして指摘すると、何となくばらけてよく訳がわからないという感じがしますし、国民に対するメッセージ性も薄いと思いますので、もしできればまとまるものは全部前倒して閣議決定してしまうんだくらいのことを言い切ってしまった方がすっきりするんじゃないかなと思いますし、まとまらないものに関して、何がまとまっていなくて、何が省庁の方で抵抗しているのか、何が問題なのかということをはっきり指摘させる。これを国民に対して指摘させる必要はないかもしれませんが、少なくとも我々委員に対してはもう一回指摘し直させてくれる方が、今後の進め方として非常に有益じゃないかなと思いました。

それから、先行プログラムの方なんですけれども、補正予算と絡むというお話ですが、この工程表の中に出ているのを見てみますと、そんなに予算に絡むようなものが入っているとも思えないので、それでしたらば、改革先行プログラムの目的が景気対策、補正予算絡みということであるならば、例えば都市再生で言えば、都市再生に本当に地方から都市の方に予算の配分ができるのかどうかということが最大のポイントだと思うんで、そこを言い切ってもらいたいということと、中間とりまとめの中からあえて選ばれてしますと、先ほど森委員が御指摘なさった日照規制の問題というのは、我々都市再生の2番目の都市に対する諸規制という1番目に集団規定の見直しというところに入ることは入るんですけれども、そこまで具体的に言い切っていないわけなんで、お願いなんですけれども、10月下旬に工程評価補正予算絡みで出るということであれば、こに中で我々委員でやりますので、具体的な施策として、中間とりまとめの文言というのは、あくまでも中間とりまとめて出すためにある程度まるまっていますし、具体的な切り込みがぼやっとした形で全部まとめてしまっているんで、例えば日照規制の廃止みたいな形で盛り込むことが、まだ1か月あるわけですから、話し合いができると思うんで、改革先行プログラムとしてこの中から一部としてこれをやりたいみたいなことを委員の方からは言えないんでしょうか。中間とりまとめてがまずあって、その中からこうやってピックアップされても、余り目的が見えないというか、特に中間のときに結構大きな文言で取り込んでいるものですから、具体的に日照規制の緩和であるとか、そういうことが入らないわけなんです。

そういったことが、もし10月下旬におやりになるのであれば、我々の方でも話し合いたいという気持ちはあるんですけれども、それは不可能でしょうか。

○坂政策統括官 実は余りそういう発想で物事をやっていなかったものですから、今伺って、どうかなと思って考えていたんですけれども、1つは、現実的に中間とりまとめに入っていないものを、10月の半ばまでに、実際はもっと前にやらなきゃいけないわけですね

れども、各省と具体的なものでそもそも入っていないものが話がつくのかどうかかなり疑問じゃないかという気がするんですけども、そこはどうか

○村山委員 全くあさってから物を持ってくるわけじゃなくて、大きな枠の中では入っているんですけども、具体的にこれだというものを、確かに日照規制という言葉はこの集団規定のどうのこうのという中に入っていないんですけども。

○鈴木委員 今との関連するんですけども、私は中間とりまとめというのは、それなりに各省としっかり議論をしてやったわけです。ですから、その内容については、閣議決定に即決だとは、あのときの状況がそうでなかったから言っておりませんが、そういうことをやって、12月まではとにかくそれをまとめようというところでは基本的な一致はあったはずですよ。

私はそれを前倒しするんだとしたら、中間とりまとめの中であるのがいやだと言っている部分というのはほとんどないわけですから、そっくりそのまま今度の重点プログラムの中に入れてほしいという感じがします。

例えば、レセプトの問題について言いますと、レセプトで言う電子的手法でやるのを例外とする厚生省令というものを取るというのは、これは固い約束事なんです。だから、それは取ればいいんです。厚生省が心配しているのは、それを取ったって医師会が協力してくれなければ、0.4%の今のITのものは、原則化だと。IT化が原則だと言ったって、あさってには90%までIT化になるということは保障できませんと言うけれども、そこまで立儀に保障を厚生省があれする必要はない。要するに、その方向でやるんだということを考えればいい。そして、その方法は何だということも12月までの間に我々と厚生省で議論して、原則はそうするんだと言ったら、方法は幾らでもあるわけなんです。手法の中で今やれるかやれないかということも、右を見、左を見ながら言っているだけの反対ですから、中身については賛成しておるんだから、それをさっきどなたかがおっしゃったけれども、パンフレットを配って、なるべくIT化をしましょうねという、そんなことを言っているものを規制改革と言うんじゃないんです。

結論は、中間とりまとめに書いてあるものは、そのまま今度のプログラムの中で決定を受けてください。よくせき違うものがあつたら、主査に言ってください。お前何の約束しておったんだと言ってくださいと。そういう問題じゃないかと私は思います。議長と石原大臣にその腕力を期待しておくと申し上げておきます。

○村山委員 一部をアドホックに、割と乱雑に挙げて、これが改革工程表ですと出されても、多分、国民は納得してくれないんじゃないかと思うんです。株式市場も非常に注目は

していますけれども、何か一部だけが先に出てきて、それも余り脈絡がないと。ましてや、この中から一部がまた先行プログラムに入るということになりますと、補正予算絡みでというのは意識してつくったものではないわけですし、鈴木主査がおっしゃられたように、全部やってしまう。原則閣議決定前倒しでするんだくらいのことをやってもらうか、特に先行プログラムに関しては、全くあさってのものじゃないものの中で一部玉みたいなものを1つでも2つでも投げさせてくれることはできないのかと思うんです。同じこと言って済みません。

○宮内議長 今日会議の冒頭に申し上げまして、明日になりますか、総理にお目に掛かって、言いたいことというのは、今、鈴木さんのおっしゃったこと、村山さんのおっしゃったことであって、我々首相に対してそこまで申し上げて、後は政治判断と言いますか、それに待たざるを得ないという、この会議の限界というものはあると思いますけれども、皆様のおっしゃった意味合いで、私も思いを同じくしておりますので、できるだけ努力はするというところでございます。

腕力は大してないんですが。

もう一つ、先ほどたまたま重点6分野以外の点で鈴木さんが御担当のところをお話しされましたけれども、その中で特にITに関しましては、政府としましては、戦略本部をつくったというくらい重要なIT推進を国としてやろうとして、別枠で動いているわけがありますけれども、その中の規制、制度、あるいは競争政策というものにつきましては、実はIT戦略本部といたしましては、当会議のこれまでの経験等もありますので、できるだけ連携を取るという方向をお考えのようでございます。

私が向こうの本部の一員としておりますのも、もともとそういう意味合いでメンバーに選ばれたというふうに考えておりますので、この点につきましては、御担当の竹中大臣にも、そういうお考えがはっきりするのであれば、当会議からもできるだけ御協力をさせていただくということを申し上げてみたいと思っております。その際は、情報通信の御担当であります鈴木委員と米沢委員、それから競争政策の御担当であります神田委員、このお三方には特に御協力をお願いしないといけないということになろうかと思っておりますけれども、そういう心づもりでIT戦略本部の御意向もできるだけ早くお伺いしたいと考えております。

あと御意見等ございましたらどうぞ。

○八代委員 事務局から全く説明がなかったのが心配だったんですけども、この参考資料1、2の議事概要というのは、まさかもう公表したわけじゃないんでしょうね。かなり

この内容は問題がありますので、少なくとも発言した主査のチェックは受けていただいて、私はこれを見ておりません。ついでに私の名前も間違っております。

○吉原室長 済みません。各委員には御相談しているものと思っております、既にこれは出してありますので、問題があるようでしたら個別に御指摘いただければ修正をいたします。

○八代委員 こういうのは極めて問題で、規制改革委員会の経験からしますと、これはあちこちで引用されるんです。委員がこういうことを言っているという形で、それから発言した主査の中身と、それからまとめ方が極めて雑であって、こういうものを外に出して、いろんな反対派から引用されたら非常にマイナスなイメージを受けるわけです。ちょっと気がついた点を言いますと、医療のところなんですけれども、参考資料1の5枚目ですけれども、非常にセンシティブな株式会社の点について、これは厚生省の審議官の方がこういうことを言っているんです。現在の規制改革3か年計画でも議論上、公開討論を経た上で、最終的に落とされたという経緯があることをもうし申し上げたい。これは間違いがあって、落としたんじゃなくて、実は拡大したわけなんです。しかも、私の記憶ではこの方は、「と私は理解しています」と正確に言われたのに、ここでは事実のように書いてある。しかも、そういうことをなぜ貴重なスペースを使ってこんなところに入れなきゃいけないのかということであって、そういうまとめ方自体についても、中身を全く理解しておられない方が勝手にまとめて、主査のチェックも受けずに出すというのはとんでもないことであるわけで、これは非常に事務局の、何と云うか、委員軽視の1つの表れたと私は思います。規制改革委員会だったらこんなことは絶対がないわけで、これは通常の委員が飾りの審議会で行っているやり方と同じであって、私も経済審議会なら別にこんなこといちいち目くじらを立てないんですが、この会議は委員主導であるということですから、外部に公開するものはすべての委員のチェックを受けさせていただきたいということをお願いいたします。

○宮内議長 何か事務局。

○坂政策統括官 私も委員の方のチェックを受けているものと思っておりますので、その点、手落ちがございまして、大変申し訳ないと思います。

○八代委員 私のミスかもしれませんが、幹部の方がみんな知らない知らないというのは、非常に困るので、少なくともこれは大事なことであるということだけ幹部の御理解できれば結構です

○坂政策統括官 今後気をつけたいと思います。

○宮内議長 非常に重要な御指摘だと思います。

あと御意見ございますでしょうか。

全体としまして、委員の皆様方の思いと、事務局の動きというものが一致していないと、これはなかなかうまくいかないということは言うまでもないわけでございまして、勿論、現在の内閣は構造改革が愁眉の政策だということを踏まえまして、委員の皆様方、できるだけこの機会に構造改革に資したいという気持ち、それと何とかそれを現実にまとめようという事務局の御努力、両方の思いと努力というものがぴたっと一致しますとすばらしいできになってこようかと思えます。

これからも忌憚のない御意見を意見交換しながら、最後に実を取っていくという会議でありたいと思えます。御不満等がございました場合、どうぞ御発言いただくということが一番重要かと思えますので、引き続きそういうふうをお願いしたいと思えます。

特にございませんでしたら、大体予定をしております時間になったかと思えますが、今日の御指摘にございました資料2の今後のスケジュールの想定につきましては、この資料が出ますと、ゆっくりやっているなと世間を取られる恐れも確かにあろうかと思えますので、それにつきましては、十分誤解のない形で出すということを考えていきたいと思えます。

あと今後のスケジュール、専門委員の選任等の御連絡事項がございますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○吉原室長 時間もありませんので、お手元の資料を簡単にやらせていただきますが、資料3、資料4、それぞれ1枚紙ですけれども、ごらんいただければと思えます。

資料3の方には、次回以降のスケジュールということで、若干、従来お話ししておりましたものと、一部調整して変わっておりますので、御注意いただきたいと思えますけれども、次回、第8回になりますけれども、9月18日火曜日の2時から4時15分ということでやりたいと思っております。

これは主として中間とりまとめに対する意見聴取ということでございまして、日経連さん、連合さん、全国社会福祉協議会さんの方からヒアリングをしていただくということになります。

これは※印で書いてございますように、記者を入れての公開ヒアリングということで予定をしております。

それから、第9回の総合規制改革会議は9月20日、木曜日になりますけれども、4時半から6時45分ということでございます。場所は現在調整中でございますけれども、これ

は引き続きヒアリングでございまして、四病院団体協議会、日本医師会、それから日本保育協会の三者からお話を伺います。

10月1日は3時から5時15分まで、これはアメリカ、経団連、それからEUの方から、これは6分野に対する意見、中間とりまとめに対する意見ということではなくて、全般的な意見、要望を伺うということになっております。

それから資料4でございますけれども、これは既に各ワーキング・グループでは御活躍いただいている方々でございますけれども、正式に手続等も終わりましたので、整理をしまして、御紹介しております。いちいち名前を読み上げるのは省略させていただきます。

○鈴木委員 第9回で日本医師会、それから、四病院団体の中間とりまとめの意見聴取をやるわけですけれども、公開討論もやるわけですけれども、この問題につきまして、今お願いしております河北専門委員、長谷川専門委員も是非参加をしていただきませんと、私はまだ勉強中の身でありまして、いろいろサポートしていただかないと困りますので、これは是非お認めいただきたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

○宮内議長 特に御異論はないと思いますので、専門委員の方も是非御自分の分野につきましては、できましたら出ていただくということの方がよろしいんじゃないかと思いますが、それで十分な議論をするということが公開ヒアリングの趣旨でございますので、これはどうせ言いつぱなし同士の話が多いわけでございますけれども、何が論点でどこが問題かということがはっきりすればするほど、今後の当会議の作業には非常に有効かということでございますので、専門委員の方でお時間ございましたら、是非お出いただいて差し支えないのではないかと思います。

あと何かコメント等ございますでしょうか。事務局の方からよろしゅうございましょうか。坂さん、よろしゅうございますか。

時間が超過してしまいましたけれども、以上をもちまして、本日会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。